

## 無許可での不用品回収は犯罪になります！

ご家庭で出る不用品などの廃棄物は、すべて「一般廃棄物」です。

その一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、「廃棄物処理法」に基づく市町村の「**一般廃棄物処理業の許可**」が必要です。

### 許可を受けているように見えても

産業廃棄物の許可、古物商業の許可、貨物運送事業の許可のみでは、一般廃棄物を収集・運搬・処分することはできません。




### 不法投棄を助長することに

無許可の不用品回収業者によって回収された廃家電などの多くは不適正に処理されています。また、処理費用が安く済むとの理由から、違法行為の事実を知らずに依頼すると、結果として不法投棄などの違法行為を助長させてしまうことになります。

### 依頼主が罰せられることも

不法投棄や不適正に処理された不用品は環境汚染や健康被害が懸念されるだけでなく、不法投棄物から依頼主が特定され罪を問われる可能性もあります。さらに汚染された土壌改良工事の費用を請求される場合もあります。





現在、市内各所において、野犬によるものと思われる家畜等の被害が発生しています。

市民の皆さまにおかれましては、野犬に十分ご注意くださいとともに、市内にお住いのご家族、ご親族、知人・友人の皆さまへの周知についてお願いいたします。

また、野犬を発見した場合には、決して近づかず、最寄りの警察署またはうるま市役所環境課までご連絡くださいますようお願いいたします。

**【連絡先】**  
 うるま警察署：☎973-0110 / 石川警察署：☎964-4110  
 うるま市役所環境課：☎973-5594

**野犬に注意**

お問い合わせ 環境課 ☎973-5594

2022年4月1日から、**注意** 消費者トラブルに気をつけて！

# 成年年齢が18歳

大人になると

となります。

- ・親の同意なしに自分の意思で契約ができる。
  - ・クレジットカードを作り、ローンを組んだりできる。
  - ・「未成年取消権」を行使できない。
- 「未成年取消権」とは、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる権利です。



## 社会に出たばかりの成人に多い被害事例

「絶対に儲かる」「簡単に増やす」「絶対儲かる」などの投資商品

紹介料を払うと偽り、友人を紹介させる

ローンを前提に、高額なシステムに入会させる

出典：政府広報オンライン

## 契約のときに気をつけたいこと

- \* その場で決めず、契約内容をしっかり確認し、理解してから契約しましょう。
- 「見積書ください」と言って他店・他社と条件や金額を比較することも良い方法です。
- \* 安易にクレジットや銀行・消費者金融のローンを勧める業者もありますが、それは『借金』を背負うことです。やりたくないことや、必要でないものは「やらない」と言って断りましょう。
- \* 家族や友だちを誘ったり、紹介して、楽にもうかる話はありません。また、大切な人との絆が崩れてしまうかもしれません。怪しい話に誘われたら、「できません」と断りましょう。
- \* 通信販売はクーリングオフ制度がありません。返品条件など、忘れずに確認しましょう。

トラブルに巻き込まれたり、契約で困ったら、ひとりで悩まずご相談ください。

消費者  
ホットライン  
(ナビダイヤル)

局番なし イヤヤ  
**☎ 188 番**

うるま市消費生活センター ☎098-973-5692  
 平日：午前9～午後12時、午後1時～午後4時  
 場所：うるま市役所 東棟1階 ⑨市民協働課窓口